新宿子育てメッセ実行委員会 規約

第１章　総　則

（名称）

第１条　本会の名称は、新宿子育てメッセ実行委員会（以下「実行委員会」という。）とする。

（所在地）

第２条　実行委員会の所在地を新宿区新宿七丁目３番29号に置く。

（目的）

第３条　実行委員会は、新宿区の区域内（以下、「区内」という。）に在住の保護者等に対する主体的な「学び」と「育ち」に関する学習機会の提供や情報提供をとおして、保護者等への家庭教育支援の取組を行うとともに、区内において子育て支援を主として活動している、若しくは活動の一部として子育て支援を行っている地域団体又は個人（以下、「子育て支援関係団体等」という。）のネットワークを構築し、地域ぐるみで子育て支援の輪を広げていくことを目的とする。

（事業）

第４条　実行委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を実施する。

(1)　区内の子育て支援関係団体等の活動の紹介又は展示を行う「新宿子育てメッセ」の企画及び開催

(2)　子育て支援に係る様々な課題への対応や、子育て支援団体等の資質向上などを目的とした研修会の実施

(3)　子育て支援関係団体等のネットワークを構築し、地域ぐるみで子育て支援の輪を広げていくための交流会の実施

(4)　その他、前条の目的を達成するために必要な事業

第２章　組　織

（構成員）

第５条　実行委員会は、以下の委員をもって構成する。

(1)　第３条に賛同する子育て支援関係団体等

(2)　区内の行政関係者

(3)　その他実行委員長が必要と認めたもの。

２　第１項に規定する子育て支援関係団体等は、次の各号の要件を全て満たした子育て支援関係団体等とする。

(1)　第４条に掲げる事業運営に協力できること。

(2)　区内において子育て支援を主として活動している、若しくは活動の一部として子育て支援を行っていること。

(3)　区内に事務所若しくは住所を有する、又は区内に活動拠点としている場があること。

(4)　登録申請日から起算して１年以内に活動実績があること。

(5) 活動が公序良俗に反する、又はその他社会的な非難を受けるおそれのないこと。
(6) 特定の宗教的色彩又は政治的色彩を有していないこと。
(7) 実行委員会に出席の意思を有し、新宿子育てメッセに出展の希望があること。

（登録）

第６条　実行委員会への登録を希望する者は、新宿子育てメッセ実行委員会登録申請書（第１号様式）により登録申請を行う。

2　前項に基づき登録申請があった場合、実行委員会の承認をもって正式な登録とする。

（退会）

第７条　実行委員会を退会しようとする者は、新宿子育てメッセ実行委員会退会届（第２号様式）を実行委員長に届け出ることとする。

（役員）

第８条　実行委員会に、次の役員を置く。

実行委員長	１名
副実行委員長	２名以内
幹事	若干名

2　役員は、実行委員の互選により選出する。ただし、実行委員長は実行委員としての経験を１年以上有し、かつ新宿子育てメッセに従事した経験を有する者とする。

3　実行委員長は、実行委員会を代表し、会務を統括する。

4　副実行委員長は、実行委員長を補佐し、委員長が不在の際にその職務を代行する。

5　幹事は、実行委員長及び副実行委員長を補佐し、会務を遂行する。

（任期）

第９条　役員の任期は、選出された日から最初に行われる新宿子育てメッセ開催後、最初に行われる実行委員会までとする。ただし、再任を妨げない。

2　任期中に役員が欠けた場合において、その補欠として就任した場合の任期は、それぞれの前任者の残任期間とする。

（顧問）

第10条　実行委員長は、実行委員会の推挙により、以下の要件に該当する者を実行委員会に１名、顧問として置くことができる。

(1) 実行委員会の委員長を経験した者
(2) 実行委員会で顧問として承認された者

2　顧問は実行委員会に出席し、必要な助言を行うことができる。

3　顧問の任期については、第９条の規定を準用する。

第 3 章　実行委員会

（実行委員会）

第 11 条　実行委員会は、役員、顧問及び委員をもって構成する。

2　実行委員会は、次の事項を審議し、決定する。

(1) 役員の選出

(2) 第 4 条に規定する事業の企画及び運営

(3) 本規約の改正

(4) その他実行委員会の運営で必要な事項

3　実行委員長は、必要があると認めるときは、第 1 項に掲げる者以外の関係者について、実行委員会への出席を求めることができる。

（実行委員会の招集）

第 12 条　実行委員会は、原則月 1 回開催し、実行委員長が招集する。

2　実行委員長及び副実行委員長が不在の場合、事務局がその職務を代行する。

（実行委員長の専決処分）

第 13 条　実行委員長は、軽易な案件又は緊急の必要性がある重要な案件について、副実行委員長・事務局と調整の上、実行委員会の決定を待たずに専決することができる。

（決議）

第 14 条　実行委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、実行委員長の決するところによる。

第 4 章　会計

（会計）

第 15 条　実行委員会の活動に要する経費、予算、決算その他会計に関する事項については、事務局が処理する。

第 5 章　雑則

（事務局）

第 16 条　実行委員会の事務局を新宿区新宿七丁目 3 番 29 号　新宿区子ども家庭部子ども総合センター子育て支援課子育て支援係内に置く。

2　事務局は、実行委員会に係る庶務を行う。

（個人情報の取扱い）

第 17 条　委員は、実行委員会を通じて知り得た個人情報について、個人情報保護法及び関連法令を遵守し、適法かつ適切な管理及び運用をすることとする。また、退会後においても、これを適用することとする。

附　則

この規約は、平成24年1月24日から施行する。

附　則

この規約は、平成25年7月8日から施行する。

附　則

この規約は、平成26年4月1日から施行する。

附　則

この規約は、平成27年9月7日から施行する。

附　則

この規約は、平成28年4月1日から施行する。

附　則

この規約は、平成31年4月1日から施行する。

附　則

この規約は、令和2年2月18日から施行する。

附　則

この規約は、令和3年2月4日から施行する。

附　則

この規約は、令和4年12月15日から施行する。

附　則

この規約は、令和6年11月29日から施行する。

附　則

この規約は、令和7年4月1日から施行する。